

国指定重要無形民俗文化財「鷺宮催馬楽神楽」神楽殿 耐震補強改修工事（Ⅰ期工事）について（報告）

- | | |
|--------------|--|
| 1. 補助事業名称 | 鷺宮催馬楽神楽民俗文化財伝承・活用等事業
【国庫補助・県費補助・市費補助事業】 |
| 2. 補助事業の実施期間 | 令和7年4月1日～令和8年3月31日 |
| 3. 補助事業者 | 鷺宮神社（久喜市鷺宮1-6-1） |
| 4. 工事請負者 | 株式会社星野組（久喜市鷺宮2-10-8） |
| 5. 設計・監修者 | 設計工房佐久間（久喜市久喜東2-45-6） |

実施仕様書

（1）補助事業にかかる文化財の概要

ア 文化財の名称等

名称	構造形式及び寸法	所在地	指定年月日	備考
鷺宮催馬楽神楽		久喜市鷺宮 一丁目6-1	昭和51年 5月4日	

イ 過去における事業の内容とその実施年度（自費事業を含む）

- | | | |
|---------|----------|--|
| 鷺宮神社神楽殿 | 大正13年 | 屋根葺き替え（草葺→亜鉛鉄板葺） |
| | 昭和50年4月 | 屋根修繕（コールタール塗布） |
| | 昭和54年10月 | 屋根葺き替え（亜鉛鉄板葺→銅板葺）
土台入替、天井張替、破風・棟・鬼板等の飾りつけ |

ウ 現在の状況

国指定重要無形民俗文化財の鷺宮催馬楽神楽を奏演する鷺宮神社神楽殿は、文政4年（1821）の建立で、老朽化が著しく、耐震化の対応が急務となっている。今後もこの状況が継続すれば神楽殿の腐朽を招き、神楽の奏演に支障をきたすこととなる。このため、令和7年度から令和8年度にかけて鷺宮神社神楽殿耐震補強改修工事を実施する。

工事に先立ち、令和7年4月に神楽殿西脇に仮設の舞台及び倉庫を設置した。これにより、工事期間中においても神楽の練習・奏演が可能となるとともに、道具や衣装等の保管場所とすることができる。

（2）補助事業の内容

ア 概要

鷺宮催馬楽神楽の奏演に際して、舞台装置としての神楽殿が安全に使用できるよう、神楽殿の耐震補強・保存維持工事を行う。工事は、令和7年度と令和8年度の2か年度にかけて実施する。令和7年度（Ⅰ期工事）の耐震補強工事は、ベタ基礎の新設及び鉄骨補強を行った。

工事は、まず、解体工事として、舞台の床（根太、大引含む）を一時撤去すると

ともに、楽屋（和室）の床を撤去した。

次に、劣化部材取替工事として、一時撤去した舞台床材の割れ、欠け、腐食部材を新規部材に取替えた。

次に、耐震補強工事として、ベタ基礎を新設した。土間をスキ取り、配筋、型枠、コンクリート打設、養生を行った。また、犬走りをやり変えた。

次に神楽殿前面の鉄骨補強を行った。基礎工事（配筋、型枠、コンクリート打設）後、鉄骨を設置した。

最後に、仕上工事として、舞台の床を復旧し、補強鉄骨及び木製化粧板張りを古色仕上げ（塗り）した。

なお、解体工事後、柱・土台に白蟻被害等による柱の傾きが確認され、耐震補強工事前に対処する必要があったため、揚屋工事（土台を水平に戻し、柱を垂直に近い状態とする）を追加で行った。

令和8年度（Ⅱ期工事）は、楽屋（和室）の壁面等の耐震補強工事を行う予定である。



着工前



着工後